

公六

前期末まとめ

基本的人権の保証・国会の構成と権限

考查対策勉強会

「侵すことのできない永久の権利」として現在 及び 将来の国民に与えられている(11条)

Q.明治憲法下では? A.「臣民の権利」→ 国家権力が簡単に侵害できてしまった。

Point

日本国憲法は明治憲法の反省の結晶!

その基礎は「個人の尊重の原理」(13条)…すべての人間をかけがえのない個人として尊重 <反省>

↑↓対極
利己主義 (自己中心的、他人はどうでもいい)

● **自由権** …他人の自由や権利を侵さない限り、国家の干渉を受けず自由に行動できる権利。

個人の尊重と深くかかわっている

Point

自由権には **精神の自由**、**人身の自由**、**経済活動の自由** がある!

精神の自由

…覚えるべきは4つ!

思想・良心の自由 (19条) …心の中で自由に考える ←他人が侵せない (=絶対的に保障)

信教の自由 (20条) …信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由

Q.明治憲法下では? A.神道が事実上の国教 (国家神道) →信仰の自由が著しく制限

日本国憲法では **政教分離の原則** を詳細に規定 <反省>

国家と宗教の結びつきを否定

※靖国神社参拝問題

・靖国神社 …戦没者の靈をまつる国家神道の象徴 →首相の公的な参拝は政教分離違反では?

表現の自由 (21条) …自分の考えや知った事実を発表する自由

集会、**結社や言論**、**出版**などが表現の自由に含まれる。

人々が自由に意見を述べ、議論すること = 民主主義の根幹

→ 表現の自由の制限は必要最小限でなければならない。

憲法は国家による検閲を絶対的に禁止

学問の自由 (23条) …学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由

Q.明治憲法下では?

A.学問への弾圧が行われた →本来は思想・良心の自由や表現の自由に含まれるところを
「学問の自由」としてとくに規定 <反省>

人身の自由 ... 不当な逮捕や監禁などから国民を守る。←自由権の中で最重要！

Q. 明治憲法下では？

拷問による自白の強要などが横行 → 日本国憲法では人身の自由が詳細に規定

—奴隸的拘束や苦役からの自由 (18条)

—拷問・残虐刑の禁止 (36条)

Q. 死刑は残虐刑？

最高裁は死刑を合憲と判断

しかし、国際的には死刑廃止条約 (1989) が採択

死刑制度廃止国は 140 か国以上

—**令状主義** の原則...裁判官の令状がなければ逮捕・捜索・押収はできない。

—**黙秘権** の保障

—**弁護人依頼権** の保障

—**罪刑法定主義** : 犯罪と刑罰を事前に明確に法律で定めなければならない。

—**適正手続きの保障** (31条) ... 刑罰を科すためには法の定める適正な手続きが必要。

※代用刑事施設 (代用監獄) ... 被疑者勾留の場所として認められている本来の拘置所。

→ 自白強要の温床となる可能性 から、国連・規約人権委員会は廃止を勧告

これらの規定は冤罪防止のために厳格に守られる必要がある。

— 改正刑事訴訟法 (2016) ... 一部事件の取り調べの録音・録画を義務化
— 有罪確定後に無罪の根拠となる新たな証拠 → **再審** 制度

加害者だけでなく

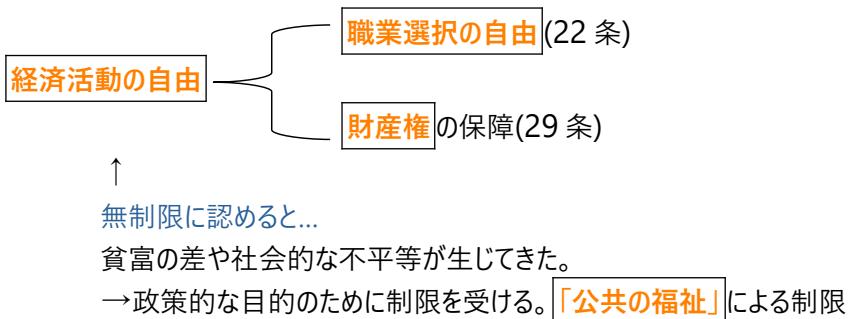
被害者の人権への配慮 も求められる。

犯罪被害者保護法 (2000) ... 被害者や遺族による刑事裁判での意見陳述や公判記録の閲覧が可能に。

犯罪被害者等基本法 (2004) ... 犯罪被害者の権利を明記

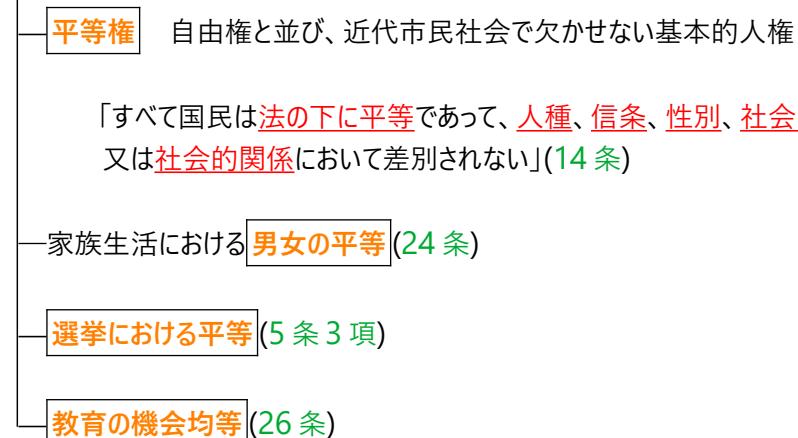
●経済活動の自由…資本主義の発達を支える。

No.3



●平等権の保障

「個人の尊重」の原理(13条)…個人はみな人間として平等



○社会のなかのさまざまな差別

①女性差別

1985 **女性差別撤廃条約**に批准→職業上の男女平等の実現をめざして**男女雇用機会均等法**を制定
→結婚にともなう改性で女性が不利益を被るとして**夫婦別性**を可能とする民法改正を求める声も

1995 **育事・介護休業法**(育児休養法 (1991) 改正)

1999 **男女共同参画社会基本法**

→差別の解消をはかる

しかし…社会的・文化的に作られた性差 (= **ジェンダー**)に基づいた差別は今も完全には解消されていない。

例) 「男は仕事、女は家事育児」

被差別部落 …賤民身分として差別された人たちが住まわされた地区

—1922年 **全国水平社**を結成(@京都)

差別の撤廃を求める運動を続ける。

政府は**同和対策審議会答申** 1965 を発表。

差別の解消をめざすも、現在でもさまざまな面で差別がみられている。

③民族差別・外国人差別

○**アイヌの人々** …北海道の少数民族

→近世以降の和人の進出によって迫害・差別を受け、同化を強いられる。

明治に入ってからも北海道旧土人保護法(1889)の制約を受ける

—1997年に廃止

—1997 **アイヌ文化振興法** …主な目的は民族の文化振興

※先住民族をしての権利は明記されず。

ただし、

2007「先住民族の福利に関する宣言」(国連総長)

2008「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(日本)

などの採択でその権利が徐々に認められていった。

—2019 **アイヌ民族支援法** …アイヌ独自の文化の維持・振興に向けた交付金制度を創設

※法律として初めてアイヌを「先住民族」と明記

しかし、その権利の保障が不十分との声も。

○外国人差別…日本に定住する外国人に対するさまざまな差別

在日韓国人・朝鮮人問題など

—かつて日本の侵略 & 植民地化を受けた国の出身

一定の改善(強制的な指紋押捺の廃止など)もみられるが、課題も多い。

③障がい者差別

1933 **障害者基本法** …障がい者の自立と社会参加の支援をはかる

しかし、就職などにおける障がい者差別はなお解消されていない。

社会権

…すべての人が人間らしい生活を求める権利←国に対して積極的に施策を要求する権利
生存権、教育を受ける権利、労働基本権などがある。

No.5

どんな特性?

国家の介入によって自由を保障…20世紀的権利

(国家による自由) —1919年 ワイマール憲法で初めて規定。

○生存権

…「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(25条1項)

日本国憲法は国に対し生存権の実現のために社会保障政策を推進することを義務づけている。

「国はすべての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければ
ならない」(25条2項)

○25条の解釈をめぐる対立——法的権利説 VS プログラム規定説

法的権利説…生存権は法的な拘束力をもつ権利だ!

⇒憲法に基づいて生存権の保障を裁判で主張できる。

プログラム規定説…25条は生存権保障に関する国の政策の指針を示しただけだ!

⇒生存権は具体的に与えられた権利ではない。

※朝日訴訟…結核で入院中の朝日茂氏が兄からの仕送りを理由に生活扶助を打ち切られたことに対し、
当時の生活保護月額600円の基準は妥当でないとして起こした訴訟。

第一審原告勝訴

→

第二審原告敗訴

→

最高裁判決なし (原告死亡)

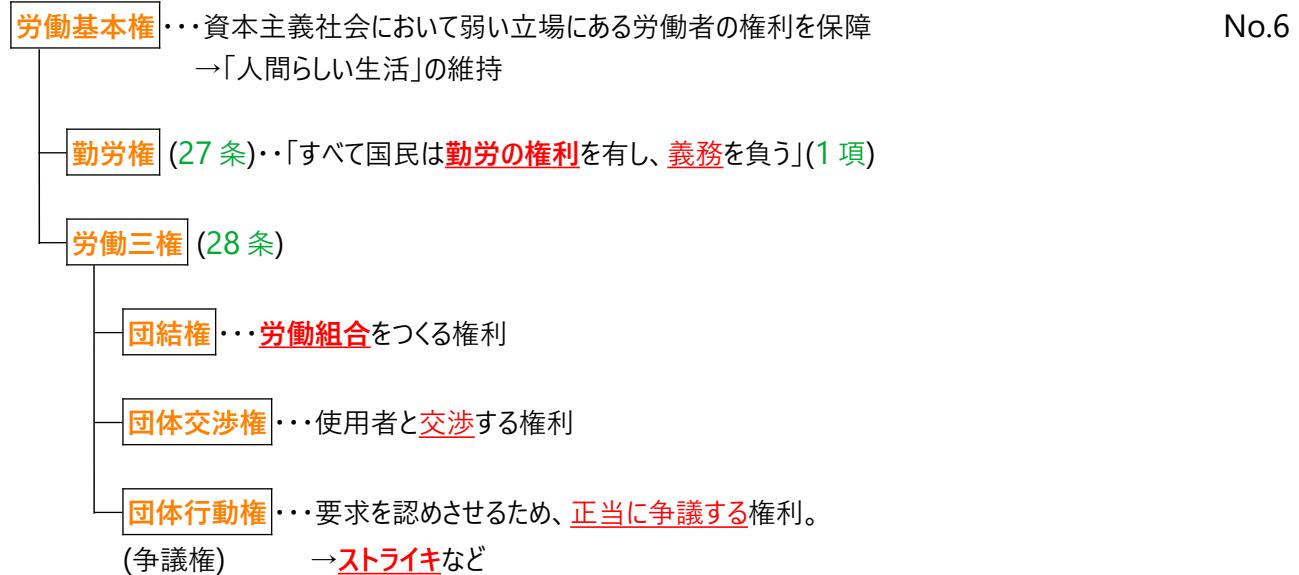
—プログラム規定説による。

○教育を受ける権利(26条)…教育の機会均等、義務教育の無償

基礎には学習権の理念(人は教育を受け学習して成長・発達していく固有の権利)

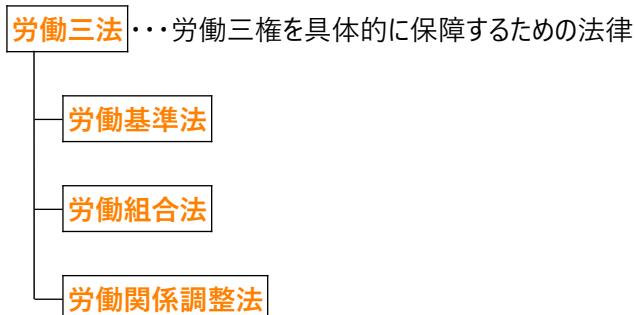
「その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」(26条1項)

「義務教育は、これを無償とする。」(26条2項)



Point

労働権は労働者が使用者と対等な交渉ができるようにしている。



○公務員労働者と労働三権

公務員は公共性が強く国民生活への影響が大きいため**団体行動権**が認められていない。
(ストライキされると困る)

とくに消防職員や警察官、自衛官などには、労働三権すべてが認められていない。

国際的には「公務員の労働三権を原則認めるべき」との意見もあるが、日本は国際人権規約の「争議権の保障」への批准を留保。

判例まとめ（教科書）

訴訟の名前一覧
三菱樹脂訴訟
津地鎮祭訴訟
愛媛玉ぐし料訴訟
空知太神社訴訟
立川反戦ビラ事件
家永訴訟
婚外子相続格差規定訴訟
男女昇給格差規定訴訟
ハンセン病国家賠償訴訟
朝日訴訟
堀木訴訟
在外選挙権制限規定訴訟
大阪空港公害訴訟
国立マンション訴訟
「宴のあと」事件
「石に泳ぐ魚」事件

用語解説

用語	読み方	解説
私人	しじん	「公人」や「国」の反対の意味で、「公的な権力を持たない一般の個人や団体」のこと。
破棄差戻し	はきさしもどし	上級裁判所（最高裁や高等裁）が下級裁判所の判決を取り消し（破棄）、事件を改めて審理させるため、同じ下級裁判所に戻すこと（差戻し）。三菱樹脂訴訟や空知太神社訴訟での結果となった。
上告棄却	じょうこくききやく	最高裁での審理の結果、原告・被告の上告（高等裁判所の判決に対する不服申し立て）を理由がないとして退けること。事実上、下級審（高裁）の判決が確定することになる。津地鎮祭訴訟や朝日訴訟での結果となった。
違憲	いけん	法律や行政処分、地方公共団体の行為などが、日本国憲法の規定に反している状態であること。
合憲	ごうけん	法律や行政処分などが、日本国憲法の規定に反していない状態であること。
私人間適用	しじんかんてきよう	憲法が保障する人権規定を、国や公共団体と個人との関係（公権力と人権）だけでなく、私人（企業や個人）同士の関係にも適用すること。三菱樹脂訴訟で、企業が学生の思想を理由に採用を拒否したことが人権侵害にあたるか、という文脈で議論された。
間接適用説	かんせつてきようせつ	憲法の規定を私人間の関係に直接適用するのではなく、民法の公序良俗（公の秩序と善良の風俗）といった規定を媒介にして、憲法の精神を間接的に適用するという考え方。三菱樹脂訴訟で最高裁が採用した理論である。
裁量権の逸脱・濫用	さいりょうけんのいつだつ・らんよう	行政庁（この場合は文部大臣）に認められた判断の自由（裁量）の範囲を超えて（逸脱）、または不当な目的で（濫用）権限を行使すること。家永訴訟では、一部の教科書検定意見がこれにあたるとされた。
立法不作為	りっぽうふさくい	国会が、国民の生命や人権を守るために、本来定めるべき法律の制定や改正を怠ったこと。ハンセン病国家賠償訴訟では、国会がらい予防法を長期間廃止しなかったことが違憲・違法な立法不作為とされた。

各色分け

自由権…青色
平等権…水色
社会権…緑色
参政権など…桃色
請求権…藍色
新しい人権…紫色
勝った裁判…赤色
負けた裁判…青色

三菱樹脂訴訟

権利…思想・良心の自由、労働基本権

結果…最高裁で退けられる（高裁へ破棄差戻し、のちに和解）

入社試験の際に学生運動への関与を秘匿したことを理由に本採用を拒否された者が、思想・良心の自由の侵害として争った事件。最高裁は、憲法の規定は私人（私企業）には直接適用されないとし、企業の「雇用の自由」を広く認める判断を示した。

津地鎮祭訴訟

権利…政教分離の原則

結果…最高裁で合憲（上告棄却）

三重県津市が市立体育館建設の際に行なった神式の地鎮祭に公金を支出したことが、政教分離の原則に反すると住民が争った事件。最高裁は、地鎮祭を「社会の一般的慣習に従った儀礼」であり「宗教的活動にあたらない」として合憲とした。

愛媛玉ぐし料訴訟

権利…政教分離の原則

結果…最高裁で違憲（一部につき上告棄却）

愛媛県知事が県内の戦没者遺族を対象とする慰霊祭に公費から玉串料などを支出したことが、政教分離の原則に反すると住民が争った事件。最高裁は、儀式が特定の宗教との関わりが深く、その目的が宗教的意義を持つと認められることから違憲の判断を示した。

空知太神社訴訟

権利…政教分離の原則

結果…最高裁で破棄差戻し（札幌高裁判決を破棄）

北海道の芦別市が公有地を空知太神社に無償で提供していたことが、政教分離の原則に反するとして住民が争った事件。最高裁は、土地無償提供は違憲状態にあるとする一方、直ちに違法とはいえないとして、札幌高裁の違法判決を破棄し差戻した。

立川反戦ビラ事件

権利…表現の自由

結果…最高裁で有罪判決（上告棄却）

イラク戦争反対のビラを自衛隊員の自宅棟を含む官舎に投函した行為が、住居侵入罪に問われた事件。最高裁は、ビラの内容が政治的意見であっても、管理者の承諾なく建物内に立ち入る行為は住居侵入罪にあたり、表現の自由の保障の範囲外であるとして有罪とした。

家永訴訟

権利…**学問の自由、教育の自由、表現の自由**

結果…**一部請求が認められた**ものの、最高裁で**国側が勝訴***（最終的に**国の教科書検定制度は合憲と判断**）

文部大臣による教科書検定で、高校日本史の執筆者であった家永三郎氏が、検定意見の付された記述の修正を求められることに対し、検定制度の違憲性や検定処分の違法性を訴え、損害賠償などを求めた事件。最終的に最高裁は検定制度自体は合憲としつつ、一部の検定意見については裁量権の逸脱・濫用として違法性を認める判決を出した。

*検定制度自体は合憲と判断されたが、一部の検定意見については裁量権の逸脱・濫用として違法と認め、国に損害賠償を命じたことから、勝訴寄りではあるが一部では負けているといった結果。

婚外子相続格差規定訴訟

権利…**法の下の平等**

結果…最高裁で**違憲**決定

嫡出でない子（婚外子）の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定（民法第900条第4号ただし書前段）が、**法の下の平等に反する**として争われた事件。最高裁大法廷は、遅くとも平成13年7月当時において、当該規定は憲法14条1項に違反し無効であるとの決定を下した。

男女昇給格差規定訴訟

権利…**法の下の平等、労働基本権**

結果…**労働者勝訴**の判決が多い

労働協約や就業規則において、昇給や定年などに**男女間で差別的な規定**を設けていた企業に対して、法の下の平等や労働基準法に違反するとして女性労働者が争った複数の訴訟。最高裁では、男女別定年制などが民法90条（公序良俗）に違反し無効と判断された事例（日産自動車事件など）がある。

ハンセン病国家賠償訴訟

権利…**幸福追求権、人格権、生存権、法の下の平等**

結果…**国の一敗訴**（熊本地裁で国に賠償命令、のちに国が控訴断念し確定）

国の**ハンセン病隔離政策**（らい予防法）により、元患者やその家族が隔離され、人権を侵害されたとして、国を相手に損害賠償を求めた集団訴訟。熊本地裁は、国会がらい予防法の廃止を怠った**立法不作為**の違憲・違法性を認め、国に賠償を命じた。国は控訴を断念し、判決が確定した。

朝日訴訟

権利…**生存権**

結果…最高裁で退けられる（**上告棄却**）

結核療養所に入所していた者が、生活保護法に基づく生活扶助の決定が憲法25条（生存権）に違反するとして、国を相手に争った訴訟。最高裁は、保護基準の決定は**厚生大臣の広範な裁量に委ねられており**、その判断が直ちに違法ではないとして、原告の請求を退けた。

堀木訴訟

権利…**生存権**

結果…最高裁で退けられる（[上告棄却](#)）

障害福祉年金を受給している母子家庭の女性が、障害年金と児童扶養手当の併給を禁じた当時の児童扶養手当法の規定が生存権などに反するとして、手当の支給を求めて争った訴訟。最高裁は、制度間の給付の調整は立法府の裁量に委ねられており、憲法 25 条に違反しないとして原告の請求を退けた。

在外選挙権制限規定訴訟

権利…**選挙権、法の下の平等**

結果…最高裁で違憲判決（在外邦人側の訴えを認める）

公職選挙法の規定により、海外在住の日本国民に国政選挙の選挙権行使が認められていなかったことが、憲法に保障された選挙権や法の下の平等に違反するとして争われた訴訟。最高裁大法廷は、国会議員の選挙権を全く認めないことは違憲であるとの判断を示した。

大阪空港公害訴訟

権利…**人格権**（騒音からの平穏な生活を送る権利）

結果…最高裁で夜間飛行の差止めは退けられ、過去の損害賠償の一部のみ認容

大阪国際空港（伊丹空港）の騒音により健康被害を受けた周辺住民が、夜間飛行の差止めと損害賠償を国に求めた公害訴訟。最高裁は、飛行の差止めは国の航空行政権の行使を禁じるもので不適法としたが、騒音による被害については国家賠償法上の違法な状態と認め、過去の損害賠償を認めた。

国立マンション訴訟

権利…景観利益（**景観権**）

結果…最高裁で景観利益は認めるが、住民の請求自体は棄却

東京都国立市に建設された高層マンションが、地域住民の景観利益を侵害するとして、住民がマンションの一部撤去や損害賠償を求めた訴訟。最高裁は、良好な景観を享受する利益は法律上保護に値する（景観利益）と認めつつも、本件マンションの建築は社会的に容認された行為としての相当性を欠くとはいえないとして、住民側の請求を棄却した。

「宴のあと」事件

権利…**プライバシー権**

結果…東京地裁でプライバシー侵害を認め、[和解](#)により終了

作家・三島由紀夫の小説『宴のあと』が、実在の政治家の私生活をモデルとし、その記述によってプライバシーを侵害されたとして、モデルとされた人物が損害賠償を求めた事件。東京地裁は、日本で初めて「私生活をみだりに公開されない権利」（プライバシー権）を認めたが、後に原告の死去に伴い和解が成立した。

「石に泳ぐ魚」事件

権利…**プライバシー権、名誉権**

結果…最高裁で出版差し止めおよび損害賠償が確定

作家・柳美里の小説『石に泳ぐ魚』が、登場人物のモデルとされた女性の私生活上の事実や身体的特徴などを記述し、プライバシーと名誉感情を侵害したとして、モデルの女性が小説の出版差し止めと損害賠償を求めた事件。最高裁は、小説という表現行為であっても、モデルの識別可能性が高く、私生活の公開がモデルに回復しがたい損害を与える場合、その出版差し止めを認める初の判断を下した。

判例まとめ（資料集）

訴訟の名前一覧
チャタレイ事件
北方ジャーナル事件
東大ポポロ事件
薬事法訴訟
森林法・共有林分割制限違憲訴訟
尊属殺人重罰規定違憲事件
議員定数不均衡訴訟
再婚禁止期間違憲訴訟
隣人訴訟

チャタレイ事件

権利…表現の自由
結果…最高裁で有罪判決確定

イギリスの小説『チャタレイ夫人の恋人』の日本語訳を出版した者が、刑法のわいせつ文書頒布罪に問われた事件。最高裁は、わいせつ性の判断基準を示し、本件小説の一部性描写を「わいせつ」と認め、表現の自由の限界を超えるとして有罪とした。

北方ジャーナル事件

権利…名誉権、表現の自由
結果…最高裁で名誉権に基づく出版の事前差止めを認める

月刊誌『北方ジャーナル』に政治家に関する記事が掲載されることに対し、名誉権を侵害されるとして、その出版の事前差止めが請求された事件。最高裁は、表現の自由を重視しつつも、記事の内容が真実でなく、かつ、被害者が重大で著しく回復困難な損害を受ける恐れがある場合には、例外的に名誉権に基づく事前差止めを認める判断基準を示した。

東大ポポロ事件

権利…大学の自治、集会の自由
結果…最高裁で学生側の有罪が確定

東京大学の学内で開催された学生自治会主催の集会に私服警察官が立ち入ったことに対し、学生らが警察官を囲んで負傷させたとして起訴された事件。最高裁は、大学の自治は学問の自由（憲法 23 条）の保障に由来するが、学問研究と無関係な政治的活動を目的とする集会には及ばず、警察官の立ち入りは適法であるとして、学生側の有罪を確定させた。

薬事法訴訟

権利…営業の自由、法の下の平等
結果…最高裁で違憲判決（距離制限規定を違憲とする）

薬局の開設許可基準の一つである、既存の薬局との間に一定の距離を保つことを義務付けた当時の薬事法（現在の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の規定が、営業の自由（憲法 22 条）の保障を侵害すると争われた事件。最高裁は、当該規定は薬局の適正配置を目的とするが、その目的のために必要かつ合理的な規制とはいえず、違憲であると判断した。

森林法・共有林分割制限違憲訴訟

権利…財産権

結果…最高裁で違憲判決

森林の共有者がその持分の過半数がないと共有林の分割を請求できないとする当時の森林法第186条の規定が、憲法29条の財産権の保障に違反するとして争われた事件。最高裁は、共有者の単独分割請求権を否定するこの規定は、森林の保全という目的達成のために必要な限度を超えており、違憲であると判断した。

尊属殺人重罰規定違憲事件

権利…法の下の平等

結果…最高裁で違憲判決

親や祖父母などの尊属を殺害した場合、普通殺人に比べて重い刑罰を科すとした当時の刑法第200条の尊属殺人重罰規定が、法の下の平等（憲法14条）に違反するとして争われた事件。最高裁大法廷は、この規定が目的と手段の間に合理的根拠を欠き、著しく不合理であるとして違憲判決を下した。

議員定数不均衡訴訟

権利…平等選挙権

結果…最高裁で違憲状態または違憲判決

衆議院や参議院の選挙区ごとの議員定数に大きな格差が生じていることが、一人一票の価値を定める平等選挙権（憲法14条、15条）に反するとして、選挙の無効が争われた一連の訴訟。最高裁は、選挙を無効とはしないものの、定数配分が「違憲状態」あるいは「違憲」であるとの判断を繰り返し示し、国会に是正を促している。

再婚禁止期間違憲訴訟

権利…法の下の平等

結果…最高裁で違憲判断（100日を超える部分）

女性のみに離婚後6か月間の再婚を禁じた当時の民法第733条の規定が、法の下の平等（憲法14条）などに違反するとして争われた事件。最高裁大法廷は、女性が離婚後100日を経過した後に再婚を禁止する部分は、合理的根拠を欠き違憲であるとの判断を示した。

隣人訴訟

関連する権利…裁判を受ける権利

結果…原告が訴訟を取り下げ、被告も控訴を断念。

近所の夫婦に預けられた幼児が水路で溺死した事故で、預かった側の夫婦に損害賠償を命じた事件。一審での原告勝訴後、原告夫婦に嫌がらせの手紙や電話が殺到し、訴訟を取り下げ、被告夫婦にも非難が相次いだため控訴を断念し、裁判自体がなくなってしまった事件。

法務省がこの件に関して裁判を受ける権利は守られるべきであり、国民一人一人がその重要性を理解すべきとの声明を発表するという異例の事態となった。